

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

貸借対照表日において、継続事業の前提に疑義を抱かせる事象等はない。

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方針
 - ・満期保有目的の債権等一償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金 ……北海道民間社会福祉事業職員共済会事業主出資金累計額と同額を引当計上している
 - ・賞与引当金 ……賞与引当金については計上していない。

3. 重要な会計方針の変更

該当事項なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 北海道民間社会福祉事業職員共済会の運営する退職給付制度に加入している。
- (2) 独立行政法人福祉医療機構の運営する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人が作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(当法人では公益事業は単一の拠点であるため作成していない。)
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。)
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - (ア) 法人本部拠点(社会福祉事業)
「本部」
 - (イ) 歌棄洗心学園拠点(社会福祉事業)
「児童養護施設」
 - (ウ) 歌棄慈光園拠点(社会福祉事業)
「施設入所支援」「生活介護」「短期入所」
 - (エ) 島牧慈光園拠点(社会福祉事業)
「施設入所支援」「生活介護」「短期入所」「共同生活援助」
 - (オ) 寿都寿海荘拠点(社会福祉事業)
「介護老人福祉施設」「短期入所生活介護」「居宅介護支援」「老人デイサービス」「訪問介護」
「共生型生活介護」「共生型居宅介護」
 - (カ) 島牧柏光園拠点(社会福祉事業)
「施設入所支援」「生活介護」「短期入所」
 - (キ) 旭ヶ丘保育園拠点(社会福祉事業)
「保育所」
 - (ク) はまなす寮拠点(社会福祉事業)
「共同生活援助」
 - (ケ) ワークランド歌棄拠点(社会福祉事業)
「就労継続支援B型」
 - (コ) 島牧村小規模多機能型居宅介護拠点(社会福祉事業)
「小規模多機能型居宅介護」「老人介護支援」
 - (サ) 島牧村地域包括支援センター拠点区分(公益事業)
「包括的支援事業」「老人デイサービス予防介護」